

第二十四回国会 建設委員會議録 第二十二号

昭和三十一年四月六日(金曜日) 午前十時三十二分開議

出席委員

- 委員長 徳安 實藏君
- 理事 内海 安吉君 理事 荻野 豊平君
- 理事 瀬戸山三男君 理事 前田榮之助君
- 理事 三鍋 義三君
- 逢澤 寛君 荒船清十郎君
- 伊東 隆治君 大高 康君
- 木崎 茂男君 藤原 雄次君
- 志賀健次郎君 高木 松吉君
- 仲川房次郎君 中村 寅太郎君
- 二階堂 進君 松澤 雄藏君
- 松永 東君 今村 等君
- 島上善五郎君 楠 兼次郎君
- 山田 長司君 渡邊 惣藏君

出席政府委員

- 大藏事務官 原 純夫君
- (主計局次長)
- 建設政務次官 堀川 恭平君
- 建設事務官 町田 稔君
- (計画局長)
- 建設技官 山本 三郎君
- (河川局長)
- 建設事務官 浅村 廉君
- (河川局次長)
- 専門員 西畑 正倫君

四月四日

委員木崎茂男君及び松永東君辭任につき、その補欠として瀬戸山一臣君及び渡邊良夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日五日
委員久野忠治君、瀬戸山一臣君及び渡

邊良夫君辭任につき、その補欠として藤原雄次君、木崎茂男君及び松永東君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

首都圏整備法案(内閣提出第一三八号)

海岸法案(内閣提出第一五二号)
土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

○徳安委員長 これより會議を開きます。

海岸法案を議題といたします。本案に対してはすでに質疑を終了いたしております。本案を討論に付します。討論の通告がございますから、これをお許しいたします。三鍋義三君。

○三鍋委員 この海岸法案は、多年地元民あるいは各地方議會におきまして、海岸保全の立場から早くその提案と成立を要望しておられたのでございませぬが、このたび提案されました慎重審議されたわけでございますが、本日これが成案を得ようとしておりますことは、同僚各委員とともに心から喜びにたえない次第であります。

法案の内容を見ますと、予算処置におきまして、あるいは所管の機構その他につきまして、なお幾多の不十分な点があるのでございますけれども、何分大へんいろいろの所管関係でむずかしい問題でありますので、一ぺんにりっぱなもの期待することはできな

いということも私たちは理解しておるのでございます。この法案によりまして経験を積み、漸次予算面において、また機構の運営の面において改善されていくことを期待し、この法案に對しまして心から賛成の意を表するものでございます。

○徳安委員長 瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 私は自由民主党を代表いたしましたとして、ただいま議題となつております海岸法案に賛成の意を表するものであります。ただいま社会党代表の三鍋委員から賛成の御意見がございました。通りの事情であります。御存じの通り四面海をもつて囲まれておられますが、國は、海岸を利用したことを保全するということとはさきわめて重大な問題であります。ところが残念ながら従来海岸に對する維持、管理等の基

本法律がなかったため、数年前から海岸処理に關する基本の法律を制定しなければならぬということと努力を重ねられて参つてきておりました。そして今回その成案ができて、内閣からこの法案が提出されたことはまことに適切な処置であると考えておるものであります。海岸法案を制定して海岸行政をやるといふ根本の問題は、第一に海岸行政を一元化して、適切な海岸の保全、利用をするということが大きな目的であります。ところが今度の法案については、残念ながらその大きな目的が達成されておられません。その点はさきわめて残念でありますけれども、しかしながら御承知のように海岸の保全と

いう問題については、建設省、また運輸省、農林省、各省の關係がござりまして、これには相当長い伝統、しきたり、また法制等の關係がござりますから、今日直ちにこれを一元化するといふことも事実上さきわめて困難であろうと思ひます。どういふことでござりますから、まず今回海岸法を制定いたしました。そしてその実施の状況によつてさらさら修正すべきものを改正する、というふうな立場をとりたいと思ひます。

ただいまも三鍋委員から発言がございました。通りに、さらに海岸保全に關する予算と申しますか、政府、地方公共団体等の費用の分担であります。ただいまの法案では二分の一の負担といたすことになっておりますけれども、これは道路、河川等の國庫負担の割合からすれば、現在の海岸保全事業の大きな問題と、地方財政の困窮の点から考えますと、必ずしも適切ではないと思ひます。しかしこれも先ほどの行政の一元化と同じように、やはり実施の状況によつて將來改めねばならない点であるかと、かように考えますけれども、ようやくにして成案を得ました海岸法案でありますから、この際原案のままこれを承認いたしました。その実施の成果を待ちたい、こういう気持ちであります。

以上の理由によりましてこの法案には賛成の意を表するわけであります。

○徳安委員長 これにて討論は終局いたしました。

海岸法案を採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔給員起立〕

○徳安委員長 起立給員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。(拍手)

なお報告書作成等につきましては委員長に御一任を願ひたいと存じます。が、御異議はございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○徳安委員長 異議なしと認めさうに決します。

○徳安委員長 次に首都圏整備法案を議題とし審査を進めます。質疑の通告がござりますからこれを許します。木崎君。

○木崎委員 それでは簡単に質問をいたしたいと思つておりますが、この前申し上げました通り、本法が積極的にならぬ首都圏の建設を進めていくというところに強く重点を打ち出しておるわけでありませぬが、その点におきましては、戦後非常に積極的な國の政策を進めるといふ意味におきまして心から賛同するものでございませぬけれども、ただ先般來御指摘をいたしておりました通り、この法律の成立後の施行に當りましては、何と申しましたも委員

の点に対しての予算の裏づけがない、
こういふようなことであつたわけでご
ざいます、私どももいたしまして
は、どうしても政府側にもあらゆる措
置をとつていただきまして、法律の定
むるところによりまして、本法が十分
に効果が上げられるような委員会の構
成、事務局の構成といふものをしてい
ただきたい、かように考へておるわけ
でございます。そこで政務次官にお尋
ねをしたいと思います、この委員会の
員二名の方々に対する予算の裏づけと
いふようなことも不明確になつてお
るわけでございます。この委員会はや
り相当権威のある委員会ではないとい
へないと思ひますので、この委員をど
ういふような構想で御選任になられる
のか、またその予算の裏づけが不明確
になつておられますのは、どういふよ
うな御措置によりましてこれを裏づけ
いかれるというお考えか、その点が
一点。

それから事務局の方の定員でござい
ますが、従来の十三名に對します首都
圏の事務局を、建設、運輸その他から
若干配置転換をいたしまして、予算の
移しかえだけで二十二名ということな
りますから、この法律が制定されまし
ても、新しく人員を予算で裏づけをし
ておらないわけでございます。しか
し私どももいたしましては、この分量
の仕事を進めますには、この分量
しても五十名程度の人員は絶対に必要
である、こういう御答弁に立ってござ
います、先般の御答弁では、三十二
年度において何らかの方途を講じたい
というふうなお話でござい

ますが、この首都建設の事業という
のが、現実には都心の交通の状態、あ
るいは周辺のへんばな衛星都市の発展
というふうな、焦眉の急を要する事態
も出てきております。従つて私どもも
いたしましては、今年度において少く
とも予算で裏づけができないならば、
政府当局において御相談の上、五十名
程度の人員を——実質的に委員会活動
ができるような、事務局活動ができる
ような何らかの措置を講じてほしい、
かように考へておるわけでございます
が、この二点につきまして、政務次官
から政府側の最終的なお考えを承わり
たいと思つてございまして。

○堀川政府委員 お答え申し上げま
す。首都圏整備委員会が成立いたしま
したならば、常務委員に対する給与は、
既定予算を移しかえましてお二人の分
を支払うつもりでおります。

それからいま一つの定員の件に對し
ましては、首都圏整備委員会の事務局
の職員は、諸般の関係から既定
予算の移しかえ処置によつて処置せざ
るを得ない結果、二十二名と相なつた
ものであります、委員が権威ある
計画を作成し、これが実施の調整及び
その強力なる推進に當るためには、御
趣旨の通り二十二名程度では不十分で
ありますので、委員会の趣旨を尊重い
たしまして、三十一年度は関係各省上
りの定員処置、常勤勤務者の確保等に
よりまして専ら五十二名程度の職員
を確保し、その運営に遺憾なきを期す
るとともに、三十二年からは事務局職員
の定員に對する明確な処置を講じてい
きたいと思つておる次第であります。

○木崎委員 ただいまの御答弁により
まして政府側の最終的な御意見を承

わつたわけでございますが、今お話し
のような緊急な御措置をとつていただき
ますならば、私どもは、この法律の施
行に當りまして今年度から十分効果を
發揮していくことができるのじゃない
かというふうな考へられますので、問
題は大蔵省側がどういふ御意見を持
つておられるかということになつて参
ると思ひますので、大蔵省側の見解を念
のため——ただいまの政務次官のお
話のような方針で、十分協力されるか
どうか、この点をこの席で一つ確認を
しておきたいのでございまして、主計
局長お見えになりますか。

○徳安委員 今向うを出たらしいの
ですけれども、まだ到着いたしており
ません。

○木崎委員 それでは後ほど主計局長
が見えまして、その点を確認をさせ
ていただきたいと思います。

いま一つございまして、次に質問
を進めます。従来の審議を通過して
三編委員、前田委員あるいは二階堂さ
ん等からも同じような御指摘があつた
わけでございますが、今度のこの法律
が、従来の首都建設法を一步進めて期
待ができると思われまことは、従来
の法律は五カ年間の総合計画を立案い
たしまして、これを政府側に勧告をす
るといふような形で進んで参つたわけ
でございますが、現実には予算の裏づ
けがございまして、五カ年計画の三
年目を迎えておるに二八%か三〇%
の執行しか進まず、こういうふうな実
情でございまして、これは総合計画を
立てるといふことだけでありまして
思ふのでございまして、今度の法律で
は、政府でいろいろ苦心をなされまし

た結果、事業計画を組んで、年度々々
の区切りをはつきりしていくというこ
とを一步打ち出しておられますので、
その点は私ども大きく期待をしてお
るのですが、問題は事業計画を打ち出
したものを、さらに委員会が決定をさ
れる、審議会の意見を聞いて委員会が意
見を決定するわけでございますが、そ
の委員会の決定というものは、先般の
質問に對しまして政務次官から、閣議
にはかけなくとも、行政委員会の決定
ですから、政府側の態度としては相当
の権威のあるものである、こういうお
話であつたわけでございます。そうだ
としますならば、ぜひとも北海道の予
算に計上をいたしまして——執行に
ついてはいろいろ問題もございまして
うから、北海道と同じように移しかえ
でやつていく。もう今年度はできません
から、三十二年度からさうな処置
をとつていきたい。そういたしますれ
ば、事業計画が現実には一歩々々進んで
いくのではないかと、こういうことを他の
委員さんからも強く御指摘があつたわ
けでございますが、その点につきま
して政務次官からは、三十二年度から
ぜひさういふふうにしていきたいとい
う御答弁、それから大蔵省側の御意
向は、三十二年度は三十二年度によつ
てから考へることなどで、御趣旨に沿
うように善処したい、こういうふうな承
知をしておりまして、この点をもう少し
し、最終的な政府のお考えとして、三
十二年度からはこれを一括して予算
を組んでいくのだ、こういう明確な御
答弁をいただければ幸いと存じます。
その点はいかがでございませうか。

○堀川政府委員 木崎委員の御指摘の
点に對しましては、建設省とし、私と
いたしましては、もうすでに下話はで
きております。ここで明確には申し上
げられませんが、さういふようにいた
したいといふことを十分に承知してい
る次第であります。

○木崎委員 それでは大蔵省の原さん
が見えられたらどうですか、重ねて御
質問をいたしたいと思ひます。きょう
はきわめて簡潔に懇切な質問を申し上
げますから、一つ簡潔に親切な答弁を
していただきたいと思います。

さつき政務次官の御意見を承わりま
した。それで二十二名ではどうにもこ
の法律の施行ができません。五十二名程
度——これは無理だから、三十二年
度において何らかの予算的にも明確な
措置をしていきたい。ことしからと
かく仕事は現実に行けるように、さう
いふ措置をされる、こういうことでご
ざいまして、その点を大蔵省側では
確認をされて協力ができるかどうか。
それから第二点は、ただいま御質問
を申し上げましたように、予算の移し
かえの措置を、これまた政務次官の御
答弁のように協力できるかどうか、そ
の二点について御答弁をいただきた
と思ひます。

○原政府委員 第一点の人員の問題で
ございまして、これにつきましては堀
川政務次官の御答弁の通りであります
が、三十二年度からの定員の問題につ
いては行政管理局とも十分協議いたし
まして、慎重に研究の上、できる限り
御趣旨に沿うように努力したいと思つ
ております。それから第二点つまり事
業計画予算の一括計上、従いまして移
しかえに関する問題でございまして、
この点につきましても同じ気持ちであり

まして、御趣旨を体しまして関係の実
施官庁と協議の上、昭和三十一年度予
算編成までその方針を決定いたした
という気持ちでありますので、せつ々
しく御了承願います。

○木崎委員 各省と協議の上善処した
ということなので、原さんの腹の中
は私どもも説けますが、もうちょっと
どうですか。従来から御存じの通り
に、各省とはこの問題については相当
話が進んでおりますので、各省は問題
がないと思う。ただ大蔵省が、しいて
いえはその点について態度がちょっと
割り切れておられないのじゃないかと
いうような懸念があるわけなんです。こ
れは予算総則でいくことなので、すか
ら、おそらく三十一年度予算の編成の
ときでなければ、現実問題としては私
は処置することができないと思つては私
です。ですからその点の御答弁の模様も
了承できないわけではないのですけれ
ども、とにかく三十一年度からは一応そ
ういう線であるのだ、こういうように
解釈して差しつかえありませんでね。

○原政府委員 われわれもそういう線
でやりたいという大体の気がまあいで
るわけでありまして、ただいまその意
味で御趣旨を体していたしますという
ことを申し上げたわけです。ただ三十
一年度の問題でございまして、いろ
いろ十分相談は必要だということを加
えて申し上げた次第であります。

○木崎委員 この二点が明確になりま
したので私は質問を終ります。

○徳安委員長 ほかにも御質疑がなけれ
ば本案に対する質疑はこれで終了いた
したいと存じますが、御異議ありませ
んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○徳安委員長 御異議なしと認め、さ
よう決します。

○瀬戸山委員 たいま質疑を終了さ
れましたが首都圏整備法案につきまして
次のような修正案を提案いたします。
修正案はお手元に配つてあります。念
のため朗読いたします。

首都圏整備法案に対する修正案
首都圏整備法案の一部を次のよう
に修正する。

目次中「第十九条」を「第二十条」
に、「第二十条」を「第二十一条」を
「第二十一条」を「第二十二条」を
「第二十三条」を「第二十三条」を
「第二十三条」を「第二十三条」を
「第二十四条」を「第二十三条」を
「第二十四条」に改める。

第三十二条を第三十三条とし、第
十七条から第三十一条までを順次一
条ずつ繰り下げ、第十六条の次に次
の一条を加える。

第十七条 委員会の事務局に、次の
二部を置く。

計画第一部
計画第二部

計画第一部においては、次の各
号に掲げる事務をつかさどる。
一 基本計画の調査及び立案に関
すること。

二 整備計画及び事業計画に係る
局内事務の総合調整に関するこ
と。
三 計画第二部においては、次の各
号に掲げる事務をつかさどる。
一 整備計画及び事業計画のうち
第二十一条第三項第一号ロ、ハ、

ホ及びヘに掲げる事項、同号リ
に掲げる事項で政令で定めるも
の及び同項第二号に掲げる事項
についての調査及び立案並びに
その実施に関する事務の調整及
びその実施の推進に関すること。

二 工業等制限区域の指定その他
工業等制限区域に関すること。
附則第二項中「第十八条」を「第
十九条」に改める。

三 整備計画及び事業計画のうち
第二十一条第三項第一号イ、ニ、
ト及びチに掲げる事項及び同号
リに掲げる事項で政令で定める
ものについての調査及び立案並
びにその実施に関する事務の調
整及びその実施の推進に関する
こと。

四 市街地開発区域の指定その他
市街地開発区域に関すること。
五 第三十条の規定による整備計
画に関する総合的な施策の立案
及びこれに基く勧告に関する
こと。

以上が修正案の内容であります。こ
の修正をいたしたいという理由につ
いて簡単に申し上げます。この修正
の骨子は第十七条を一条加えるとい
うところにあるのでありますが、現在提
案されておりますこの法案におきま
すところ、審議中にも各委員から御質疑があ
り、また政府側からも御答弁がありま
したが、従来首都建設委員会に関
する法律を廃止してこのたび首都圏整備
法案なるものを提案された大きな目的
は、単に東京都のみならず周囲のい
ゆる首都圏なるものを指定して、膨大
なる人口の集中に伴う各般の整備計画
を立てて、首都及びその他の地域に十

分なる国民民福の施設をしようとい
う大きな目的を持った法律案であり
ます。これについてその計画を立て、そ
の法律の目的を達成するためには、現
在提案されております法律案による陣
容によっては、とうていその目的を達
成することができない。ただいま提案
されておりますこの法案によりま
す、この法案の目的を達成するため
に定員二十二名の機構を目標とされてお
りますけれども、現在のいわゆる首都
建設委員会においてさへも、ただ計画
するだけでもなかなか容易でなかつた
のを、さらに首都圏なる膨大な計画
を立ててこの目的を達成するため
は、とうてい現在の陣容に多少毛の
えたようなことでは相ならない、もち
ろん予算の關係がありますから今質疑
の答へがありましたように、今日ただ
いませぬけれども、この部課の構成につ
いては、やはりこの法律を修正して
必要がある。こういうため計画第一
部、計画第二部というものを設けて、
この修正案に掲げました通りの事項を
つかさどらせる。もちろん下部以下の課
については、これは御承知のように政
令で定めることになると思いますが、
それはこの修正案の中には含まないこ
とにいたしております。その他の問題
はすべて第十七条を設けました關係か
ら条文の整理をいたした、こういうこ
とであります。何とぞ委員の御賛成を
お願い申し上げます。

○徳安委員長 これより本案及び修正
案の討論に入りますので、討論を省略
し、直ちに採決を行います。

○徳安委員長 起立総員。よって瀬戸
山三男君提出の修正案を可決いたしま
した。

次にただいまの修正部分を除いた原
案に賛成の諸君の起立を願います。
〔総員起立〕

○徳安委員長 起立総員。よって修正
部分を除いた原案の通り可決いたしま
した。

この際三鋼義三君より本案に対し付
帯決議に付したいとの動議が提出され
ております。趣旨弁明を許します。三
鋼義三君。

○三鋼委員 本法案に対して付帯
決議を付したいと思つて、案文は
お手元に配布してありますけれども念
のために朗読いたします。

附帯決議(案)
政府は、本法制定に伴い首都圏整
備に関する事業の強力な推進を図る
ため、昭和三十一年度以降の事業計
画に係る予算は、首都圏整備委員会
の予算に一括計上し、その実施に
当っては、これを関係各省に移し替
える措置を講ずること。
以上であります。

以上若干これに対するところの趣旨
の説明を申し上げます。先ほど木崎委員
から政府当局に対して所信をただされ
たのでございまして、この法案が提出
されたのは三十一年度の予算が通
過したものでございまして、やむを
得ない事情であったことは理解できる
のでございまして、こういう膨
大な基本計画あるいは事業計画をなす

上におきましては、どうしても予算の裏づけというものがなくては、事業をより効果的に遂行することができないのでございます。かかる意味におきまして予算の裏づけを強く要望するとともに、この予算が計上いたされましても、この委員会に一括して計上されませんという、専業の実施におきまして効果的に運用することがなかなか困難であると思っておりますので、三十二年度以降の専業計画に關しましては、委員会にこの予算を一括計上されまして、専業の実施に当りましては、各省にこれを移しかえて事業の遂行をはかる、これがこの法案を適切に運用する最も大事な基本的な問題であると考へますので、この付帯決議を提案したのでございます。何とぞ全員の方々の御賛同を得てこれが決議を付されまことをお願いする次第であります。

○徳安委員長 ただいまの三編君の説明に対し御質疑はございませんか。
「なし」と呼ぶ者あり

○徳安委員長 なければ三編君提出の動議について採決いたします。
本動議に賛成の諸君の御起立をお願いします。

「総員起立」

○徳安委員長 起立総員。よって三編君提出の動議は可決いたしました。従いまして本案は付帯決議を付して修正議決いたしました。

なお報告書の作成等につきましましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○徳安委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

○徳安委員長 次に土地収用法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。堀川政務次官。

土地収用法の一部を改正する法律案

土地収用法の一部を改正する法律案(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十七号中「公益事業(昭和二十五年政令第三百四十三号)による公益事業」を「電氣に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)以下単に「旧公益事業令」ということによる電氣事業」に改める。

第三条第十七号の三中「公益事業令」を「旧公益事業令」に改める。
第十七条第一項に次の一号を加える。

三 一の都道府県の区域をこえ、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの
イ 港湾法による港湾施設で重要港湾に係るものに関する事業
ロ 航空法による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業
ハ 国際電信電話株式会社が公衆通信の用に供する施設に関する事業
ニ 日本放送協会が放送事業の

用に供する放送設備に関する事業
ホ 旧公益事業令による電氣事業(供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く)の用に供する電氣工作物に関する事業
ヘ 電源開発株式会社を設置し、又は改良する発電施設又は送電変電施設に関する事業
ト イからへまでに掲げる事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員詰所又は宿舍その他の施設に関する事業

第十八条第二項第三号から第五号まで中「意見」を「意見書」に改め、同条に次の一項を加える。
3 前項第三号から第五号までに掲げる意見書は、起業者が相当な期間内にこれを得ることができなかつたときは、添附することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかつた事情を疎明する書面を添附しなければならぬ。

第二十一条の見出し中「関係行政機関」を「土地の管理者及び関係行政機関」に、同条第一項中「必要がある」と認めるときは、当該事業の施行について関係のある行政機関又は「を」第十八条第三項の規定により意見書の添附がなかつたとき、その他必要がある」と認めるときは、起業地内にある第四条に規定する土地の管理者又は当該事業の施行について

関係のある行政機関若しくは」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、土地の管理者については、その管理者を確知することができないとき、その他その意見を求めることができないときは、この限りでない。
第二十四条第一項後段を削り、同条に次の一項を加える。
3 建設大臣は、第一項の規定による送付をしたときは、直ちに、起業地を管轄する都道府県知事にその旨を通知し、事業認定申請書及びその添附書類の写を送付しなければならぬ。
第二十六条第三項中「第十八条第二項第一号から第四号までに掲げる書類の写を送付し」を削る。
第四十条に次のただし書を加える。
ただし、その協議をすることができないとき、又はその権利の取得若しくは消滅に関するあつた委員のあつた旋が当事者間の合意が成立する見込がないことを理由として事業の認定があつた後に打ち切られたときは、この限りでない。
第四十一条中「協議をすることができないとき」を「同条ただし書の規定に該当するとき」に改める。
第四十二条第一項第四号中「協議」を「協議又はあつた旋委員のあつた旋」に改める。
第六十四条第二項中「その他相当でない」を「裁決を不当に遅延させる虞があると認めるとき、その他相当でない」に改める。
第二百二十五条中「及び第三号から第六号まで」を「、第四号及び第五号」に、「手数料を」を「手数料を、

第三号及び第六号の場合にあつては都道府県に十万円をこえない範囲内において損失補償の見積の額に同じ政令で定める額の手数料を」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過規定)
2 この法律による改正後の土地収用法第十七条第一項第三号の規定は、この法律の施行前に都道府県知事に対して認定の申請があつた事業については、適用しない。
3 建設大臣が、この法律による改正前の土地収用法第二十四条第一項の規定により、起業地が所在する市町村の長に対して事業認定申請書及びその添附書類の写を送付したときは、都道府県知事に対する当該事業認定申請書及びその添附書類の写の送付については、この法律による改正後の土地収用法第二十四条第三項及び第二十六条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
4 この法律の施行前にした収用委員会に対する裁決の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

○堀川政府委員 ただいま議題となりました土地収用法の一部を改正する法律案につきましまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。
土地収用法は公共の利益となる事業に必要な土地、権利等の収用または使用についてその要件、手続、損失の補

償等を規定して公共の利益の増進と私有財産との調整をはかることを目的としたものであることは御承知の通りであります。近時ダム、道路、河川事業その他の公共の利益となる事業に必要な土地の取得については土地収用法の手続によるものが相当数に上っております。そこでこれ等の土地収用法の実績を検討いたしました結果、土地収用法の適用につきましても一層公正かつ迅速な運用をはかることが必要であると考へまして、この際取用または使用の手続をさらに合理化し、かつ、取用委員会の審理を円滑にするため、所要の規定を整備いたしました。公共の利益の増進と私有財産との調整に万全を期することとした次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次に本法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず第一に、土地収用法による事業の認定に関する処分につきましては、これまででは事業の性質を問わず、国及び都道府県が事業を行う場合と事業の施行地が二つ以上の都道府県にまたがる場合においては建設大臣が所管しており、そのほかは都道府県知事が所管していただいたのであります。一、都道府県の区域を越え、または道の区域の全域にわたる利害の影響が及ぶ事業につきましても、事業主体が国、都道府県であるといなどを問わず、または事業施行地が二つの都道府県にまたがるといなどを問わず、国が事業認定に関する判断をするのが妥当であると考へられますので、かかる性質の事業につきましても、その認定の権限を建設大臣の所管に属せしめることとしたのであります。

第二に、現行法においては事業認定の申請に当って、その申請書に事業の施行に關係のある行政機関等の意見書とを添付を必要としており、また事業認定処分の際に申請書の關係部分の写しを都道府県知事を経由して起業地が所在する市町村の長に送付するようになっておりますが、前者につきましては、申請書を提出する前に事業の施行者が意見書を相当な期間内に得ることが出来ない場合には、これを省略することができるとし、後者につきましても、縦覧に供する場合の手続を迅速にするため、都道府県知事経由による書類の送付を建設大臣から直接市町村長あて送付するように改める等、土地収用法の施行の実績にかんがみ、手続の迅速化をはかることとしたのであります。

第三に、取用委員会に裁決の申請をする前にしなければならぬものとされている協議について、あつせん委員のあつせんがないことを理由として不調に終わった場合には、その協議をしなくてもよいこととし、重複する手続を避けさせるようにいたしました。

第四に、取用委員会の審理において会長の審理指揮権を明確にし、不当に審理が長引くことを防止し得るようにいたしました。

第五に、取用委員会の調査事項が複雑になつてきたこと等のため、その運営に要する経費が相当の増高を來たしている実情にありましますので、裁決申請の際納付すべき手数料を実情に即するよう相当額引き上げることとしたのであります。以上がこの法律案の提案の理由及び

その要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。次第であります。○徳安委員長 続いて補足説明を聴取いたします。町田計画局長。

○町田政府委員 土地収用法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。まず第三条第十七号の改正について御説明いたします。第三条は、土地収用法の適用を受けて土地を収用し、または使用することができ公共の利益となるべき事業を列挙した条文であります。第十七号は公益事業による公益事業の用に供する電気工作物を掲げたものであります。公益事業令による公益事業と申しましたが、その公益事業のうち、ガス事業につきましても、ガス事業法により第十七号の四として別に掲げられ、残るのは電気事業のみとなっております。公益事業令は、昭和二十七年に効力を失いましたが、電気及びガスに関する臨時措置に関する法律によって、電気事業に関する法律が制定されるまで、なおこれによることとなっております。今回の改正はこの点を明らかにしたものであります。第十七号の三の改正もこれと同趣旨の改正であります。

次に第十七号第一項に、第三号として一号を加える点について御説明いたします。第十七号第一項は、建設大臣が事業の認定に関する処分を行う事業をあげたものであります。今回これに事業の性質上その利害の影響が一の都道府県の区域を越え、または道の区域の全部にわたつて及ぶようなものを加えたのであります。このような性質の事業につきましても、一の都道府県

の区域を管轄する立場にある知事より、都道府県の区域にとらわれず、全国的見地より判断できる立場にある建設大臣において事業認定処分をする方が妥当であるからであります。以上のような性質を有する事業として、具体的に以下に列挙し、これらを建設大臣が事業の認定に関する処分を行う事業に加えることとしたのであります。次に以下各事業について御説明いたします。

イの「港湾法による港湾施設で重要港湾に係るものに関する事業」は、第三条第十号の港湾法による港湾施設のうち港湾法に定めるところにより重要港湾に指定された港湾における港湾施設に関する事業を取り上げたものであります。

ロの「航空法による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業」は、第三条第十二号に該当する事業であります。

ハの「国際電信電話株式会社が公衆通信の用に供する施設に関する事業」は、第三条第十五号の二に掲げられているものであります。そのうち日本電信電話公社につきましては、当該公社法により土地収用法の適用については国とみなされ、事業の認定は建設大臣の主管となっておりますので、これを除いたわけでありま。

ニの「日本放送協会が放送事業の用に供する放送設備に関する事業」は、第三条第十六号の日本放送協会が行う放送事業の用に供する放送設備に関する事業を取り上げたのであります。

ホの「旧公益事業令による電気事業の用に供する電気工作物に関する事業」は、第三条第十七号に該当するものであります。そのうち電気工作物に

関する事業を行う電気事業の供給区域が一部府県内に限られていたものにつきましても、従来の通り都府県知事が判断すべきものと考えますので、これは除外いたしました。

ヘの「電源開発株式会社設置し、又は改良する発電施設又は送電変電施設に関する事業」は、第三条第十七号の二に該当するものであります。トに掲げる事業は、いわゆる付帯事業でありますから、右に述べた本事業とあわせてその事業計画を審査し事業認定するかどうかを定めるべき性質のものでありますから、共に建設大臣が事業の認定に関する助言を行う事業として掲げたものであります。

第十八条第二項第三号から第五号までのうち「意見」とあるのを「意見書」と改めるのは、土地の管理者または関係行政機関の意見は、書面で述べられた意見を添付すべきものでありますので、「意見書」と改め、土地の管理者または関係行政機関の作成した意見書を添付すべきことを明らかにしたものであります。

第十八条に第三項を加えるのは、第二項第三号から第五号までに掲げる意見書、すなわち事業認定申請書の書類として必要なこれらの意見書は、相当期間経過してもこれを受けられない場合は、起業者においてその事情の概要を説明する書面を添付すればよろしいとした規定であります。起業者が事業認定の申請をしようとしても、その添付書類であるこれらの意見書を相当期間経過しても得ることができないとき

ばすこととなるわけでありますから、今回このような規定を置いて手続の簡素化をはかりたいとするものであります。そのかわりに起業者にかわって、事業の認定処分を行おうとする建設大臣または都道府県知事が意見を求めることにいたします。これが次の第二十一条の改正の理由になるのであります。第二十一条の改正は、ただいま御説明いたしました第十八条の改正に対応するものであります。意見書の添付がなかったときは意見を聞くべき場合につけ加える、また第四条に規定する土地の管理者の意見を聞く必要があらますので、これを加えたものであります。

第四条に規定する土地の管理者というの、第四条の規定によれば、現に土地を収用し、または使用することができ、事業の用に供している土地について、これを別の事業のために収用または使用するに特別の必要がなければならぬこととなっておりますが、そのような土地についての管理者をさすものであります。ただし書は、この土地の管理者が実際には不在、不明等の場合が考えられますので、このような場合には聞く必要がないということをおっしゃいます。

第二十四条一項の後段を削って第三項を加えましたのは、建設大臣が事業認定の申請書及び添付書類を市町村長をして公衆の縦覧に供させるためにこれを送付する際に、都道府県知事を経由することをやめ、市町村長に直接送付することとし、そのかわり知事には送付後直ちにこれを通知して当該申請書及び添付書類の写しを送付することとしたものであります。事務手続の簡素

化をはかったものであります。

第二十六條第三項の改正は、建設大臣が事業認定をしたとき、都道府県知事に対し、第十八條第二項第一号から第四号までに掲げる書類の写しを送付することをやめたものであります。これはただいま申し上げました第二十六條第三項により送付済みだからであります。

第四十條にただし書を加えましたのは、事業認定があった後に土地収用法によるあっせん委員のあっせんがあつて、これが当事者間に合意の成立する見込みがなくて打ち切りになったような場合は、土地細目の公告後重ねて協議をさせる必要がありませんので、これを省略してよいことを規定するものであります。それからこれとあわせて相手方が不明等の場合は、協議することができないわけでありますから、ただし書に加えたいものであります。

第四十一條及び第四十二條第一項第四号の改正は、以上の第四十條の改正に伴う必要な関係条文の修正であります。

第六十四條第二項は、収用委員会における審理に際しまして委員会の会長は、当事者が述べる意見、申し立て等が、すでに述べた意見または申し立てと重複するとき、裁決の申請にかかる事件と関係がない事項にわたるとき、二つを例示して、その他一般に相当でないことを認めるときはこれを制限できることとしておきます。審理の適正迅速な運営をはかるため今回このその他相当でない場合の例示として「裁決を不当に遅延させる虞があると認めるとき」ということを加えたものであります。第百二十五條の改正は、収用委員会

の裁決事務の複雑化の現状にかんがみまして、裁決の申請の場合の手数料を引き上げるようにするものであります。従来は一万円が最高限でありましたが、これを十万円に改めまして、裁決申請にかかる損失補償の見積り額に応じて手数料を政令で定めることとしたしております。

最後に附則のうち経過規定につきまして御説明申し上げます。第二項は、従前都道府県知事に事業認定の申請をしてきた事業で、この改正法により建設大臣に申請をしなければならぬこととなるものでも、すでに申請済みのものはそのままいいということであります。

第三項は、改正前の法律により建設大臣が事業認定申請書を公衆の縦覧に供するために関係市町村長に対し都道府県知事を經由して送付したときは、この改正法によらず旧法による手続によつて処理すべきことを規定したものであります。

第四項は、裁決申請手数料の額は改正法の施行前にすでに申請済みのものは、改正法による手数料を納めなくていいことを明らかにしたものであります。

以上簡単であります。土地収用法の一部を改正する法律案の補足説明を終ります。

○徳安委員長 本案に対する質疑は次回に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。次回は公報をもってお知らせいたします。

午前十一時二十五分散会

〔参照〕
海岸法案(内閣提出)に関する報告書

首都圏整備法案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕